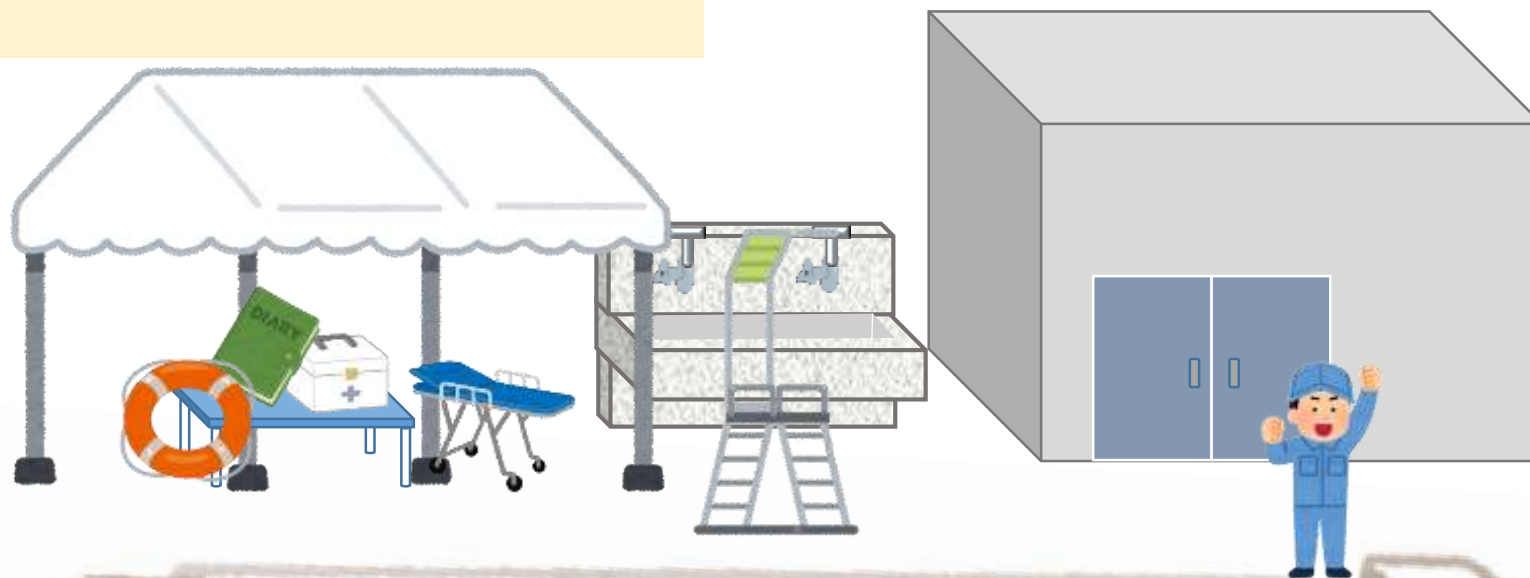


プール営業再開前の準備が整いました。



保健所に「再開届」を提出し、再開前の事前検査を受けます。
検査では、プール開場に必要な準備、整備ができているかを確認します。
通年利用するプールは提出の必要はありません。

東京都プール等取締条例

条例施行規則 第九条 2

許可経営者又は届出経営者は、プール等を休止した後に再開しようとするとき、又は廃止したときは、再開(廃止)届(別記第八号様式)を、知事に提出しなければならない。

当プールをご利用のみなさまへ

当プールは、施設の安全と衛生を確保するため、毎日点検を実施しております。
主な点検結果は以下のとおりです。

令和〇〇年〇〇月〇〇日、

管理者、

(連絡先：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

点検項目	点検結果
循環水取入口、排水口及び吐出口の金網、鉄格子及び吸込み防止金具等は、堅固に固定されているか。	(例) 循環水取入口、排水口及び吐出口に設置されている金網や吸込み防止金具は、ボルトで堅固に固定されています。また、ボルトに異常はありませんでした。
循環ろ過器及び塩素滅菌機は、適正に作動しているか。	(例) いずれも適正に作動しています
施設内は常に整頓し、水泳者が利用する場所は毎日1回以上清掃しているか	(例) プールサイドは、〇時〇分に清掃しました。また、更衣所、便所、シャワー室は、〇時〇分に清掃しました。
監視人は、適正に配置され、常に水泳者の安全に配慮しているか	(例) 本日は〇人で常時監視に当たっています。
プール水の水質は、適正か	(例) 〇月〇日の水質検査結果で、東京都のプール等取締条例の基準に適合していることを確認しています。
遊離残留塩素濃度等を、毎時間確認しているか。	(例) 1時間に1回、遊離残留塩素濃度を測定しています。なお、本日の開場前の遊離残留塩素濃度は、〇mg/lでした。
その他の点検項目、	

プール開場後は衛生的で安全な運営を行うための日常管理が必要となります。
営業前に施設を点検し、その結果を利用者の見やすい場所に掲示し、日誌にも記録しましょう。



東京都プール等取締条例

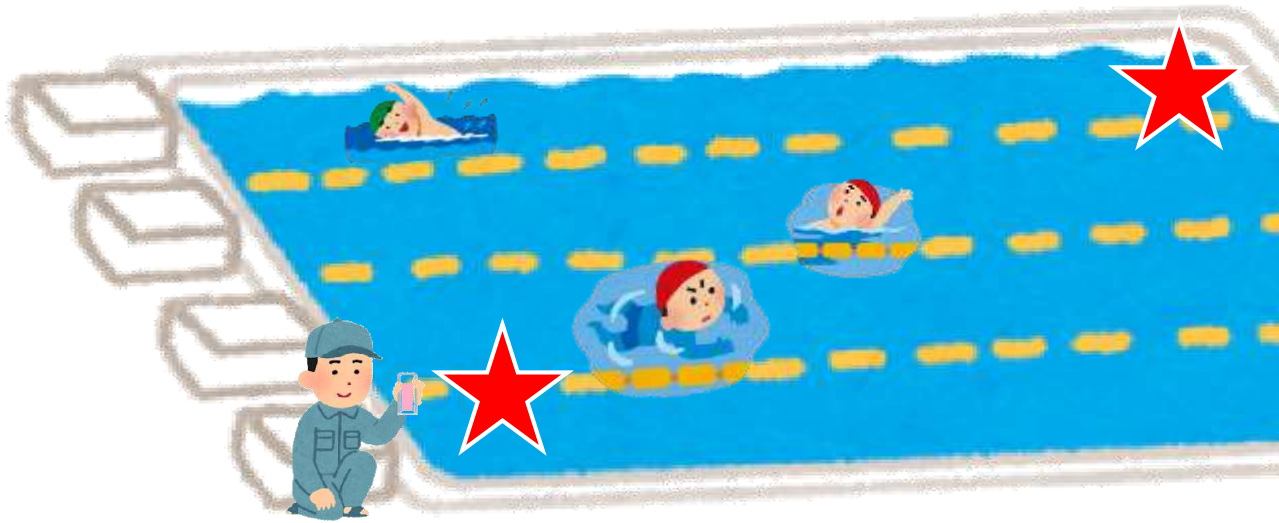
条例施行規則 別表第二 第二

二の四 水質検査及び構造設備点検の結果を、入口、更衣所等の利用者に見やすい場所へ掲示すること。

水質管理は特に重要です。

プール水は塩素剤を用いて消毒しますが、塩素は紫外線や利用者が持ち込んでしまう汚れなどですぐに消費されてしまいます。

そのため、遊離残留塩素濃度や二酸化塩素濃度によって、プール水の消毒がしっかり行われているかを確認します。



★容量50m³以上のプール
対角線上の両端を含む2か所以上で測定

★容量50m³未満のプール
1か所での測定

1時間ごとに1回以上測定し、記録します。

東京都プール等取締条例

条例施行規則 別表第二 第二

二の三 プール水の水質検査は、塩素剤又は塩素による消毒を行う場合にあつては遊離残留塩素濃度について、二酸化塩素による消毒を行う場合にあつては二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度について毎時一回以上行い、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については毎月一回以上行うこと。また、加温装置を設けて温水を利用する場合、レジオネラ属菌に関する検査を一年に一回以上行うこと。

遊離残留塩素濃度や二酸化塩素濃度には基準値が定められています。
基準値以上となるよう管理し、もし濃度が基準を下回ってしまった場合には、塩素剤等を追加する
など措置を行ってください。

日誌にも措置内容を記録しておく、後々の管理にも役立ちます。

■測定方法についてはこちらをご覧ください。



■残留塩素の測定方法



https://tokyodouga.jp/0hznn63i_3o.html



東京都プール等取締条例

条例施行規則 別表第二（一部抜粋）

- 第一 五 水泳に適さない状態になったとき、又は適さない状態になるおそれがあると認められるときは、水泳させないよう必要な措置を講じること。
- 第二 二 プール水については、次の基準を守ること。ただし、プール水の原水として、海水、温泉水等を使用する場合において、知事が、これらの基準(ホを除く。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めたときは、これらの基準(ホを除く。)の一部又は全部を適用しないことができる。
- 二 塩素剤又は塩素による消毒を行う場合にあつては、遊離残留塩素 濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上となるようにし、二酸化塩素による消毒を行う場合にあつては、二酸化塩素濃度が一リットルにつき〇・一ミリグラム以上〇・四ミリグラム以下かつ亜塩素酸濃度が一リットルにつき一・二ミリグラム以下となるようにすること。

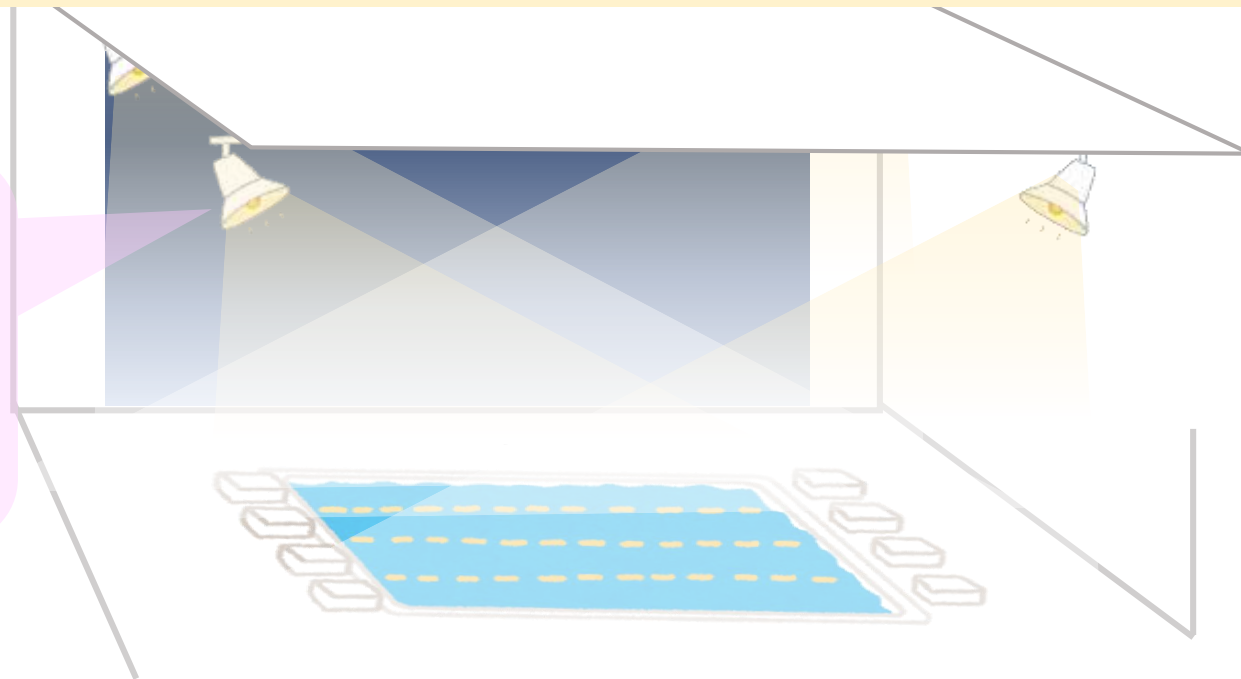
水質検査は遊離残留塩素濃度のほかに、プール営業期間中、月に1回または年1回行う項目があります。不適項目があった場合は、措置を行い、改善されたことを確認しましょう。

根拠: 条例施行規則 別表第二 第二 二、二の二、二の三

項目など	基準値	測定回数
残留塩素による管理	遊離残留塩素濃度：0.4 mg/L以上 (1.0 mg/L以下が望ましい)	毎時1回以上
二酸化塩素による管理	二酸化塩素濃度：0.1mg/L以上0.4mg/L以下 かつ 亜塩素酸濃度：1.2mg/L以下	
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6	毎月1回以上
濁度	2度を超えない	
過マンガン酸カリウム消費量	12 mg/Lを超えない	
大腸菌	100 mL中に検出されない	
一般細菌	200 CFU/mLを超えない	
レジオネラ属菌 対象：加温プール	検出されない	年1回以上

屋内プールは水質検査以外にも室内の換気の基準（二酸化炭素濃度）と明るさの基準（照度）があります。照度は夜間の屋外プールにも適用されます。

プールの許可要件として、常時100ルクス以上の照度を確保できる照明設備を設けることが定められています。



東京都プール等取締条例

条例施行規則 別表第二 第二

- 四 屋内プールは換気及び照明を十分にし、夜間使用する屋外プールは照明を十分にすること。
- 五 屋内プールにあつては空気中の二酸化炭素の含有率が〇・一五パーセント以下であること。
また、二月以内ごとに一回、定期的に測定を行うこと。

水質検査結果等が届いたら、毎月速やかに、保健所にプール維持管理状況報告を提出しましょう。
 Faxまたは郵送でも差し支えありません。
 室内または加温プールは定期的に必要な添付書類があります。注意しましょう。

施設名称
 施設所在地
 経営者
 (管理者)

プール維持管理状況報告 (月分)

プールの維持管理状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 プールの水質検査結果 別紙写しのとおり
- 2 水質検査実施日の残留塩素濃度測定結果(プール日誌) 別紙写しのとおり
- 3 その他の検査結果 別紙写しのとおり
 [レジオネラ属菌検査結果(加温プール及び採水日のみ)【1回/年】
 二酸化炭素測定結果(屋内プールのみ)【1回/2ヶ月】]
- 4 維持管理状況点検結果

点検項目	チェック
プール水は、貯水槽ごとに全換水したか。その際、貯水槽内開口部の安全を確認し、また、貯水槽の清掃を行ったか。【1回以上/年】	
閉鎖後直ちに、貯水槽内開口部の安全等、施設全体を点検し異常の有無を確認しているか。	
救命器具は、適宜点検を行い、直ちに使用できる状態で監視所に保管しているか。	
足洗い場及び更衣室には、常に適量の塩素剤を入れているか。また、随時水を入れ替え清掃に保っているか。	
水位調整槽及び濾水槽の点検を適宜行い、1年に1回以上清掃を行っているか。	
薬剤保管容器に名称を記載し、薬剤ごとに保管しているか。	
薬剤の補充を実施する係員に、必要な知識を習得させているか。	
救護のために、緊急時の連絡体制を整え、監視人に研修及び訓練を行っているか。	
利用者の見やすい場所に、水質検査及び構造設備点検の結果を表示しているか。	
プール日誌を毎日記録し、3年間保存しているか。	
常に整頓し、水泳者が利用する場所は、1日に1回以上清掃しているか。	
備考	

チェック方法

- : 適合
- ✓ : 不適合(不適合の具体的な状況は備考に記入してください)
- : 該当なし

報告担当者名 _____
 電話番号 _____

■添付資料

- ・水質検査結果 **毎月**
- ・採水日のプール日誌 **毎月**
- ・室内プールの場合:二酸化炭素濃度測定結果 **1回/2ヵ月**
- ・加温プールの場合:レジオネラ属菌検査結果 **1回/年**

■点検結果

○:適合、✓:不適合、—:該当なし のいずれかを記入

■備考

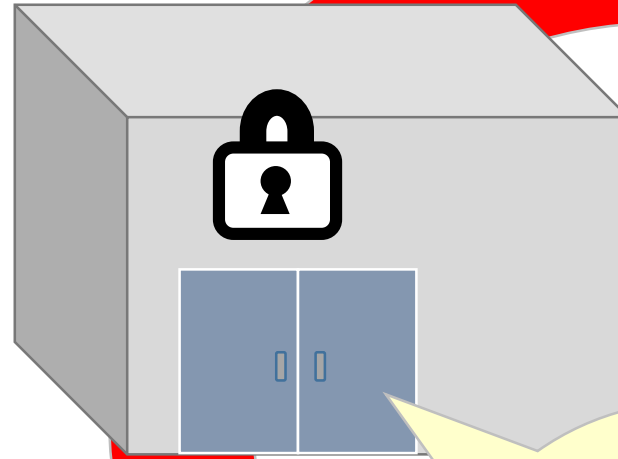
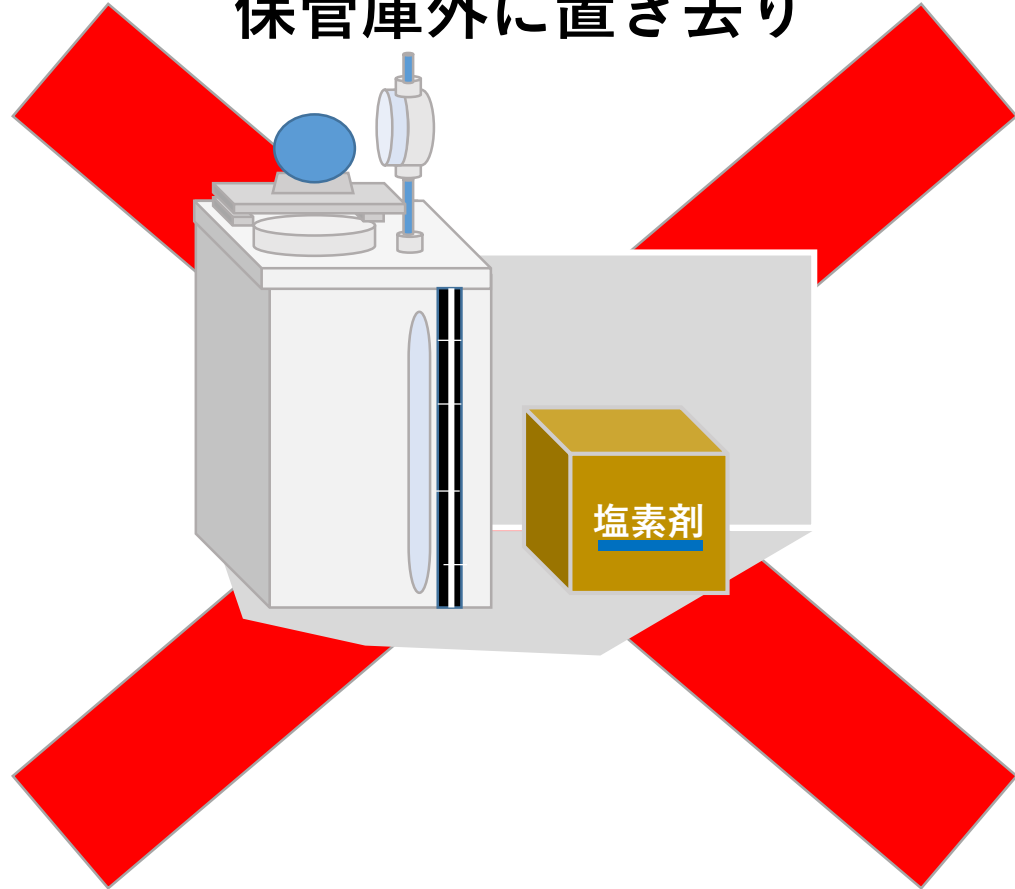
「プールの利用なし」、「水質検査結果に不適あり」、などを記入



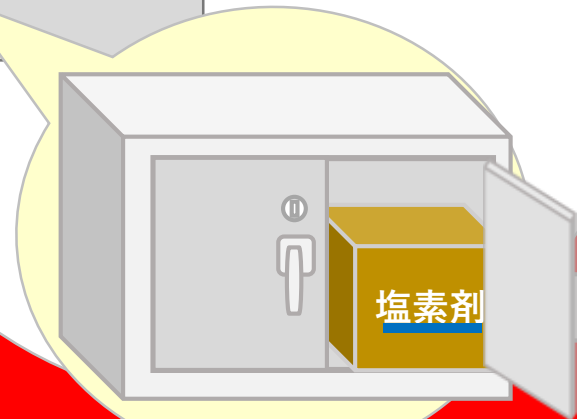
水質管理の際に用いる塩素剤等の薬剤管理には注意が必要です。

薬剤管理については、施錠可能な専用の保管施設に薬剤ごとに専用の保管設備を設けることが許可要件として定められています。

保管庫外に置き去り



施錠可能な保管施設内
専用保管設備にて保管



異種の薬剤を管理する場合には特に注意が必要です。
誤ったタンクに補充するなど、直接薬剤を混ぜることで、有害な塩素ガスが発生することがあります。

アルカリ性

次亜塩素酸ナトリウム

誤混合されやすい組み合わせ

酸性

ポリ塩化アルミニウム (PAC) ※
硫酸アルミニウム※



※どちらもプール水の微細なごみを塊にしてろ過の際に捕集しやすくする薬剤（凝集剤）

異種の薬剤の誤混合による事故は管内の施設でこのところ毎年発生しています。

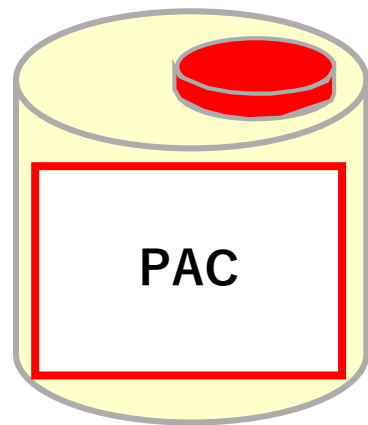
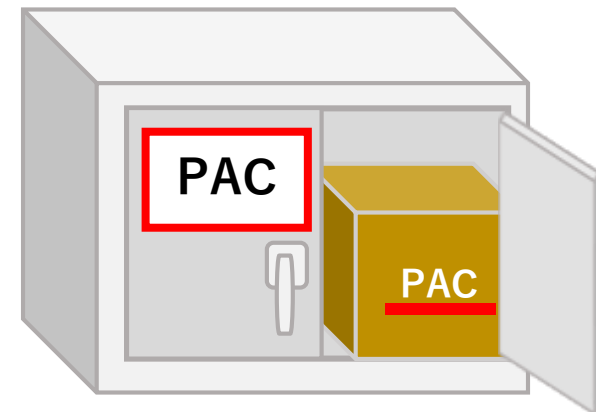
原因は

- 補充するタンクが似ている等の設備的要因
- 担当者以外の補充作業や慌てていたなど人的要因があります。

設備的要因を改善するためには、誤って混入させない構造や環境づくりが大切です。



- 近接した場所で保管しない
- 薬剤ごとに専用の保管庫で保管する
- 保管場所に薬剤名を表示する
- 色分けする
- 作業は各薬剤ごとに行う など



- タンクが近接している場合は
- タンクに薬剤名を表示する
- 色分けする
- 片方のタンクに施錠する など

人的要因を改善するためには、担当者に薬剤の知識を持った人を充てることが大切です。薬剤取扱マニュアルを作成し、多数人で知識を共有することで、担当者の不在時にも対応できます。



マニュアルには薬剤の取扱はもちろん事故が起きてしまった時の対処法などをまとめておき、職員内で共有しておきましょう。

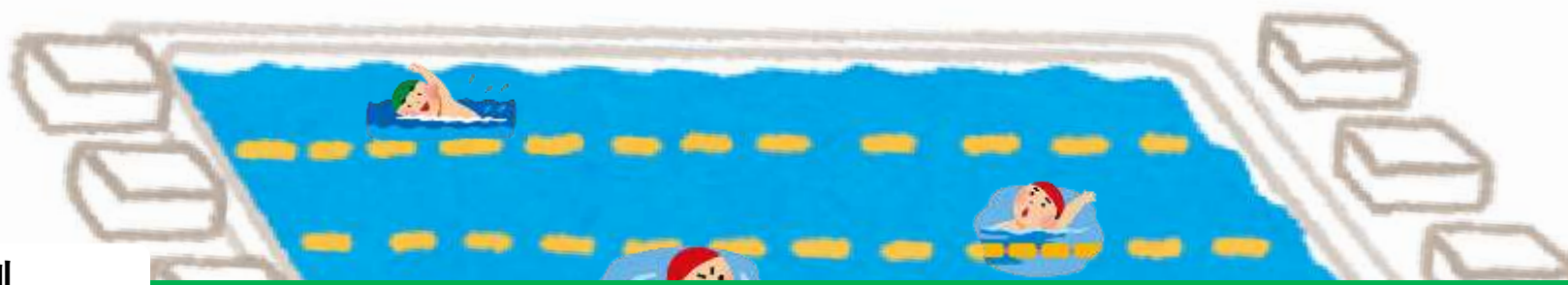
東京都プール等取締条例

条例施行規則 別表第二 第二

六 異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管容器に薬剤の名称を示す等の方法により薬剤の種類を明確にすること。また、薬剤の補充等を実施する係員には、十分な知識を持った者を充てること。

遊泳時の監視は溺水等の事故防止に重要です。
プールの事故で多いのが溺水です。監視員による迅速な対応が必要となります。

監視や救助に必要な知識を持った専任の監視員を設置します。



東京都プール等取締条例

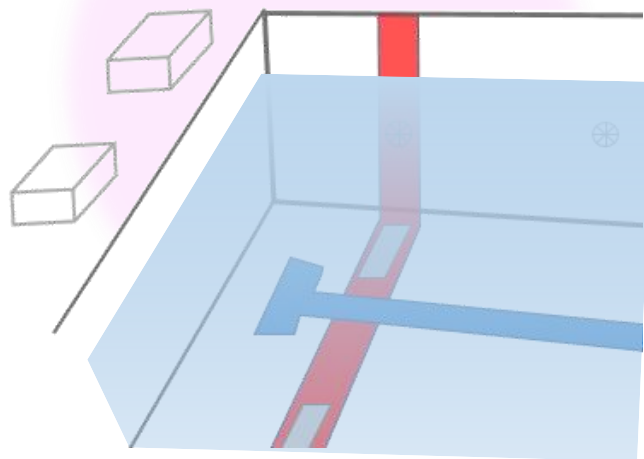
第五条 二 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。

条例施行規則 別表第二 第一

二 監視人を適当数配置すること。

プールの1日の営業が終了したら、明日に備えて設備の点検、清掃を行います。

循環水取入口の点検



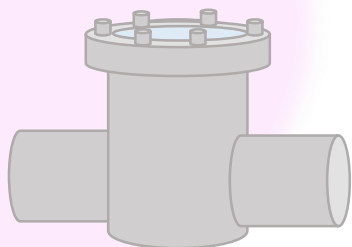
更衣室・トイレの清掃



プールサイドの清掃



集毛器※の清掃
内カゴのごみ取り



※ろ過する前に毛髪などの大きなごみを集める

東京都プール等取締条例

第五条

- 一 施設内は、常に整とんし、水泳者が利用する場所は、毎日一回以上清掃すること。
- 五 閉場後は、直ちに施設を点検し、異常の有無を確認すること。

プールの管理内容は多岐にわたります。
今年も安全で衛生的なプールを開催できるようよろしくお願いします。



■資料、様式類のダウンロード

東京都福祉保健局
東京都多摩府中保健所

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tamafuchu/eisei/eigyou/index.html>

